

熊本県に納税地を有する法人の皆様へのお知らせ

この度の平成28年熊本地震により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今般、熊本県のうち熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村を除いた地域に納税地を有する方につきましては、平成28年4月14日から平成28年11月29日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、

平成28年11月30日（水）

となりました。

また、熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村に納税地を有する方につきましては、平成28年4月14日から平成28年12月15日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、

平成28年12月16日（金）

となりました。

（注）法人税及び消費税等の中間申告書の提出期限とその中間申告に係る確定申告書の提出期限が同一となる場合には、その中間申告書の提出は必要ありません。

個別の申請による延長

この度の震災の影響により、延長期日以降であっても、引き続き、申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出していただきますようお願いいたします。

なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、申告書等の余白に「災害により被害を受けたため、申告書の提出期限及び納付期限の延長を許可されたい。」旨を付記して提出いただいても差し支えありません。

納税の猶予

震災により、財産に相当な損失を受けた場合や国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

- その他、震災に伴う税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。